

富津市人口ビジョン策定支援業務委託仕様書

1 業務名

富津市人口ビジョン策定支援業務委託

2 業務目的

人口ビジョンは、本市における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものであり、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する上で重要な基礎と位置づけられるものである。

2020年に策定した富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が2024年度末で満了することに伴い、2025年から4年間を計画期間とする第3期総合戦略を新たに策定するに当たって、2015年度に策定した富津市人口ビジョン2040(以下「人口ビジョン」という。)について、改めて人口動向を把握し、将来推計人口を見直し、人口の将来展望について整理する必要があるため、人口ビジョンの改定に必要な支援を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月25日

4 業務内容

本業務の内容は概ね次のとおりとするが、ここに示す業務内容は、人口ビジョンの策定に最小限必要な事項を示したものであり、受託者の企画提案により調整することとする。

また、受託者は、市担当者との協議・調整のうえ、協力して当該業務を充実させ、効果的に実施するためのコンサルティングを行うことを前提として、積極的な提案を行い、次の業務を行うものとする。

(1) 人口ビジョンの策定支援

① 人口動向の分析等

国が示す調査分析項目等の各種統計データなどを活用し、時系列による人口動向等の特性や年齢別階級別の人口移動分析を行う。また、先進事例の調査を行い、下記項目等の基礎調査を行う。

- ・人口動態や経済指標等を活用した人口動向分析
- ・総人口や年齢3区分別人口、出生数、死亡数、転入数、転出数等の時系列の状況分析
- ・性別・年齢階級別の地域間の人口移動の状況分析

- ・産業別の就業状況や雇用状況などの人口動向に関連する事項の分析

② 将来人口推計

上記の現状分析を踏まえ、次のパターンにより富津市における将来人口の分析を行い、その結果を整理する。また、今後の人口変化が地域の将来に与える影響について分析する。

- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計
- ・本市が独自に出生や移動の仮定を設けた推計

③ 人口の将来展望

- ・将来展望に必要な調査、分析
- ・目指すべき将来の方向性、基本的な施策の方向性
- ・人口の将来展望

(2) パブリック・コメントの実施支援

- ① パブリック・コメント用資料の作成
- ② 意見の分析整理

(3) 総合戦略策定への助言等

現総合戦略及び市が策定する次期総合戦略(案)に対して、受注者が専門的な見地から本市にとって効果的な政策の助言、アドバイスを行う。

5 配置技術者等

本業務において、専門的な立場で人口ビジョンについて提言することができる業務責任者、業務担当者を配置するものとする。

また、本業務は、専門的知識や計画化の技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢等を視野に入れた計画づくりと、先進市町村の情報を吸収し、全国的視野で検討された計画づくりを考慮するものとする。

6 打合せ協議等

本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督職員は密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容については、その都度受注者が書面(打合せ記録簿等)に記録し、相互に確認することとする。

なお、受注者は、打合せの内容に応じて月1回以上の頻度の訪問又はオンライン会議を実施し、本業務の進捗状況報告、その他必要な打合せを行うものとする。

7 成果品

- ・富津市人口ビジョン改訂版(A4版カラー印刷) 10部

上記業務に係る CD-ROM 等の電子データ 1式

(分析データ、図表データ等含む。)

※調査分析結果については、調査・分析の進捗状況等について、随時、中間報告を行う。

8 納入期限

- ・令和6年8月初旬までに、4(1)の業務に係る調査分析結果の中間報告を行う。
- ・納入期限は、令和7年3月25日(火)とする。

9 納品場所

富津市企画政策部企画課(千葉県富津市下飯野 2443 番地)

10 その他

- (1)受注者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、仕様に基づき作成し、本市と打合せを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2)本業務に従事する者は、業務の遂行を十分なし得る知識及び経験並びに能力を有する者とする。
- (3)受注者は、富津市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、本市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4)受注者は、本業務の遂行において本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議の上、貸与を受けることとする。なお、貸与を受けた場合は、業務終了前に速やかに資料を返却することとする。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において、復旧することとする。
- (5)本業務の遂行に当たって必要な経費は、この仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。
- (6)本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い、決定することとする。